

調査票は別紙の通りとなった。上記各検討の観点から項目を設定した。調査票は三部構成で、おおよそ以下の内容である。

第1部は、回答者の属性に関する内容で、年代・性別・教員歴に加え、性的虐待に関する研修の経験や、回答者自身が女兒をもっているかについても尋ねている。これらは過去の調査における回答者の性別による虐待認知評価の違い（女性が男性に比して敏感な傾向）を踏まえて単なる性差に留まらず、回答者の性的虐待に対する個人的・主観的な受け止めの違いについて感度を上げる目的で検討された。

第2部は、実際に性的虐待事例と遭遇した経験について尋ねる内容で、上記の通り事例との遭遇を3つのパターンに分けて尋ねている。それぞれについて事例の概略、回答者と事例との関係、虐待事実の把握や疑いに至る契機、その際の回答者自身の心証、本人からの訴えがあった場合についてはその対応の具体的内容、校内での体制づくり（本人、加害者、加害者以外の家族それぞれについての対応など）、通告を決定した理由、通告後の関係機関との連携についての評価、を尋ねている。

第3部は、15問の間に「そう思う・思わない」で回答を求める形式で、性的虐待に関する知識や理解の水準、性教育との関連、インターネット教育との関連などに関する設問となっている。

## 2. 調査対象（サンプル）の抽出・設定

可能な限り全国的な実態のサンプルとするため、以下の手順で調査対象を選定した。

母集団リストには、平成20年度の文部科学省学校基本調査で用いられた全国の国公

私立の幼・小・中・高・支援学校のリストを使用した。平成20年度の学校基本調査報告に基づき、各学校種別の学校数ならびに児童生徒数を把握したうえで、全国を都道府県47と政令市18（東京23区を1としてカウント）の65に区分し、児童生徒数でランクをつけた。児童生徒数の累積度数に基づき、全体の50%を超えたところで「多人数群」「少人数群」として、地域を以下の通りに分類した。

【多人数群】東京23区、埼玉県、大阪府、愛知県、千葉県、兵庫県、東京都23区外、神奈川県、横浜市、北海道、茨城県、福岡県、静岡県、大阪市、福島県、岐阜県

【少人数群】上記以外の49地域

ただし、高等学校に関しては、その設置主体の大半が都道府県であり、校区が広域であることから、上記の多人数群に含まれた都道府県内の政令市についても多人数群として処理した。

上記の2群からそれぞれ50%ずつ無作為に抽出する。地域の層化に人数を用いて、抽出リストには学校数を用いることに若干の問題はあるが、全国の学校ごとの在籍人数まで把握できる資料がないため、仕方がないと考えた。

全国の学校数は53,286であり、この2%にあたる1,066校を抽出し、幼・小・中・高・支援、の校種別の学校数に配分された。二層から抽出することを考え、すべて偶数とした。幼稚園は274園、小学校は450校、中学校は220校、高等学校は106校、支援学校は22校となった。小学校と中学校、支援学校に関しては、私立学校が少なく、国公立校の占める比率が93%～99%に達するので、母集団リストを国公立と私立に分ける

ことはせず、機械的に抽出した。しかし、幼稚園は6割が私立、高等学校も25%が私立であり、両者については母集団リストを国公立と私立に分割したうえで、幼稚園では公立106、私立168、高等学校では公立80、私立26を抽出した。

なお性的虐待という問題の特性から、高等学校に関しては定時制高校に対してやや厚めに調査の網をかけた。そのため、定時制高校のみのリスト(754校)から1%にあたる76校を別途抽出して調査対象とした。

これら各校に各15部の調査票を配布し、養護教諭・生徒指導担当者・進路指導担当者・各学年の担任最低1名をふくめた教員に回答を求めた。

## E. 結論

虐待に関する初期対応の課題は、通告の課題だけではない。子どもの異変をいかに把握するか、子どもからのSOSをどのように受け止めるか、また子どもからどのように情報を聴取し対応するか、といった課題も重要な課題である。さらには保護対応、当事者としての関係機関の職員の意識、個人的要素も含む価値観や感情なども実は子どもとの対応や通告の課題において重要な影響因子となっている。これらの課題についての全般的な傾向と各課題の焦点を見定めるためにも、実態調査が必要であり、またその質問のたて方が重要な検討課題であった。

今後の課題は以下のとおりである。

### ①調査票の回収と集計・解析

調査は、平成21年2月末に郵送によって実施した。回収は年度末であり、結果の集

計と解析については次年度前半を予定している。以降、実態調査結果から通告のためのガイドライン要点整理を経て、試行的ガイドラインの策定および必要な研修についての検討に向かう。

### ②研修体制と内容の検討

試行的ガイドラインの策定と並行して、性的虐待の児童福祉対応上の課題と姿勢、最初に子どもから告白を聞く時の留意点や課題、および通告に関連する体制や組織的判断のための留意点などについて、情報発信と必要な研修について検討する。

### ③諸機関における通告対応について

当面のガイドラインは学校・園の通告に関するものであるが、子どもが所属するその他の機関(保育所等)での性的虐待問題の遭遇に関する対応についても類似の課題として検討することが必要である。当面は学校教育機関の調査をもとにガイドラインの検討を行うが、その後はそうした関係機関の通告についても検討を行う。

## G. 研究発表

この件に関して該当事例はない。

## H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

上記各項目について該当事例はない。

# (資料) 学校現場における性的虐待事例への遭遇と 対応の実態に関する調査

## お願い

この調査は、子どもの性的虐待に対して、学校現場が適切な対応をするために必要としている支援についてガイドラインを作成するための基礎資料となるものです。性的虐待は、統計上は全虐待事例の数パーセント程度であると考えられていますが、はたしてそれが正確な実態なのかどうかは判然としません。また、性的虐待は子どもの人格形成上でとてつもなく大きなダメージを与えるものと考えられており、学校現場が果たすべき役割はきわめて重大です。大部のアンケートで恐縮ですが、学校現場への有効な支援のあり方を検討していくための基礎資料となるものであり、ぜひともご協力くださいますようお願いいたします。

回答は匿名で結構です。回答内容に関する秘密は完全に守られます。調査結果が公表される場合には、統計処理およびその他の匿名化が確実に行われます。回答者の先生ならびに児童生徒のみなさん、保護者の方々にご迷惑がかかることは決してありませんので、率直なご回答をお願いいたします。

### 【この質問紙の構成】

この調査は、今年度に学校長以外の教員が実際に直面した性的虐待の事例(在家庭の状態で通園・通学していた子ども)についてお伺いするものです。調査は全体で3部に別れています。1部で、回答者の先生の属性と、これまで性的虐待事例に関わられた経験についてお聞きします。経験がないという場合には、1部のあと、2部をとばして3部へお進みください。経験がある場合には1部から順次2-3部へとお進みください。また、この調査では、性的虐待事例について、通告の状況によって3つのパターンに分けてあります。それぞれのパターンに該当する事例の経験がおありでしたら、それぞれについてお答えください。なお、この調査では、「性的虐待以外の虐待事例で、性的虐待も疑われていたがはっきりせず、他の種別の虐待として対応していた」という事例も含めてお答えいただきたいと思ひます。

1部は、回答者であるあなたご自身の属性についてうかがうものです。

2部は、実際に経験された事例について、他機関への通告や連携の状況についてうかがうものです。

3部は、性的虐待事例に関する考え方についてうかがうものです。

回答は、質問紙配布の際に使われていた封筒に入れて提出していただけますよう、お願いいたします。ご多忙の折にたいへん恐縮ですが、回答は 月 日までにいただきますようお願いいたします。

調査責任者 〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨 3-20-1

大正大学人間学部人間福祉学科 玉井 邦夫

Tel 03-5394-3035 Fax 03-5394-3041

k\_tamai@mail.tais.ac.jp

1部 ここでは、あなたご自身のことについてお伺いします

学校所在地	都・道・府・県・市	校種	幼・小・中・高・特支
-------	-----------	----	------------

- 1-1 勤続年数(期間採用・臨時採用も含めます) (            年)
- 1-2 性別 ( 1. 男性 2. 女性)
- 1-3 年齢 (20代・30代・40代・50代・60代)
- 1-4 現在の職務(複数回答可)  
 (1. 学級担任 2. 学級副担任 3. 学年主任 4. 生徒指導担当 5. 教務主任 6. 進路指導担当  
 7. 固定式特別支援学級担任 8. 通級式特別支援学級担任 9. 養護教諭 10. その他【            】)
- 1-5 出身大学・学科の種類  
 (1. 教員養成課程の四年制大学 2. その他の四年制大学 3. 短期大学 4. その他【            】)
- 1-6 所持している教員免許状の種類(複数回答可)  
 (1. 幼稚園 2. 小学校 3. 中学校 4. 高等学校 5. 特別支援学校 6. 養護教諭  
 7. その他【            】)
- 1-7 特別支援教育(旧特殊教育を含む) 担当経験(盲・聾・養護学校/特別支援学校、特殊学級/特別支援学級、通級指導教室合わせて) (1. 有【            年】 2. 無)
- 1-8 情緒障害児短期治療施設の施設内学級を担当した経験 ( 1. 有【            年】 2. 無)
- 1-9 校区内に児童養護施設のある学校に勤務した経験 ( 1. 有【            年】 2. 無)
- 1-10 配偶者の有無 ( 1. 有 2. 無)
- 1-11 子どもの有無 ( 1. 有 2. 無)
- 1-12 女のお子さんをお持ちでしょうか? (1. 有 2. 無)
- 1-13 教員免許を取得する段階で、性的虐待に関する講義を受けたことがありましたか? (1. 有 2. 無)
- 1-14 教員としてお仕事を始められてから、性的虐待に関する研修を受けたことがありますか?  
 (1. 有 2. 無)

これまでに性的虐待の事例に関わった経験についてお伺いします。

今年度1年間の範囲でお答えください。なお、在家庭の状態にあった児童生徒に限ります。

- 1-15 今年度中に、性的虐待を受けたと思われる子どもに対応したことがありましたか。 ( 1. 有 2. 無)

→以下は、1-16で「有」と回答された方にうかがいます。「無」の方は3部(6頁)へお進みください。

- 1-16 何例の経験がおありですか。 (            例)
- 1-17 経験された事例について、以下のパターン分類に従ってご記入をお願いします。  
 パターン1. 今年度に入ってから把握されて児童相談所等への通告に至った事例件数 (            例)  
 パターン2. 今年度に入る前から把握されていて、すでに通告済みであった事例件数 (            例)  
 パターン3. 疑いは持ったが通告には至っていない事例件数 (            例)

→1-16で複数例の経験をお持ちとお答えになられた方で、1-17の分類で2種以上のパターンのご経験がある場合には、お手数ですが、以下でそのパターンごとにご回答をお願いすることになります。

もしも、同一パターンで複数の事例を経験されている場合には、その中であなたが最も詳しく事情を把握している事例を選定してください。経験が1例の方はその事例についてお答え下さい。では、2部(次頁)へお進みください。

**2部** ここでは、あなたが実際に経験された事例についてうかがいます

**パターン1.** 今年度に入ってから把握されて通告に至った事例について

2-1 その事例の概略を記入してください

- a. 性別( 1. 男子 2. 女子) 学年( ) 【記載例】 年中組、小1、中2、高3など
- b. 性的虐待と併発していた虐待の種別(複数回答可)
- (1. 身体的虐待 2. 心理的虐待 3. ネグレクト 4. 子ども以外へのドメスティック・バイオレンス)
- c. 事例の家族構成(同居していた家族の構成を、事例本人から見た続柄で列挙し、性的虐待の加害者であるとされていた家族成員について○で囲んでください)

【記載例】 母方祖母・○継父・実母・本人・弟(小5)・妹(年長組)

d. 事例とあなたとの関係(複数回答可)

1. 学級担任 2. 担任ではない学年の教員 3. その子が在籍する学年の主任 4. その子の教科・課外活動等の担当  
5. 生徒指導担当 6. 教務主任 7. 進路指導担当 8. 特別支援学級担任 9. 特別支援教育コーディネーター  
10. 養護教諭 11. 不登校対策担当 12. その他【 】

2-2 その事例について性的虐待の把握に至るまでに、子どもや家族から直接的な訴えがありましたか？  
(複数回答可)

1. 子どもからの直接的訴えがあった (a. 自分に対して b. 他の教員に対して(→誰 ))
2. 親権者からの直接的訴えがあった (a. 自分に対して b. 他の教員に対して(→誰 ))
3. 親権者以外の家族・親族から直接的訴えがあった (a. 自分に対して b. 他の教員に対して(→誰 ))
4. 子どもの友だちからの直接的訴えがあった (a. 自分に対して b. 他の教員に対して(→誰 ))
5. 誰からも直接的訴えはなかった

2-3 上で「直接的訴えがあった」場合(1-4の選択肢)のみお尋ねします。

A その訴えがある以前から、性的虐待について疑いを感じておられましたか？

1. 虐待そのものを疑っていなかった
2. 性的以外の虐待事例であり、性的虐待があるとは思っていなかった
2. 性的以外の虐待を疑っていたが、性的虐待は疑っていなかった
3. 性的虐待を疑っていた
- a. 子どもの身体的様子から b. 子どもの言動から c. 子どもの登校状況から d. 親の言動から e. 兄弟姉妹の様子から f. 級友の話から g. 他の教職員の連絡から  
h. その他【 】

B その際、訴えてきた人は「誰にも言わないでほしい」という希望を出しましたか？ もし出していた場合、どのようにお返事をなさいましたか？

1. 無 2. 有(具体的回答内容 )

C 訴えを聞いたとき、どのように感じられましたか？

1. それまでの子どもの状況から「やはり」と納得した
2. にわかには信じがたいという気持ちがあった
3. その他【具体的に 】

2-4 2-2で「直接的訴えはなかった」場合にのみお尋ねします。その事例について、どのような時に「性的虐待」を疑いましたか。(複数回答可)

1. 学校内の通常の生活での子どもの観察
2. 学校でけがの治療をしたとき
3. 学校での身体測定するとき
4. 保護者と話をしたとき
5. 子どもと話をしたとき
6. 家庭訪問のとき
7. 子どもに性的な非行や逸脱行動が見られたとき
8. その他【 】

2-5 性的虐待を疑ったあと、学校内ではどのように対応しましたか。あてはまるものすべてをお選びください。

1. 子どもへの対応

- a. 性的虐待の確証を得ようとした
- b. 子どもの学校内での言動の改善について話をした
- c. 子どもの家庭での過ごし方について話をした
- d. 子どもにスクールカウンセラーとの面接をさせた
- e. 子どもに通告の必要性を説得した
- f. その他【 】

2. 加害者以外の家族・親族との対応

- a. 性的虐待に確証を得ようとした
- b. 子どもへの接し方について話をした
- c. 通告の必要性について説明した
- d. 他機関に相談することを勧めた
- e. スクールカウンセラーに相談することを勧めた
- f. その他【 】

3. 加害者と目される保護者への対応

- a. 性的虐待に確証を得ようとした
- b. 子どもへの接し方について話をした
- c. 通告の必要性について説明した
- d. 他機関に相談することを勧めた
- e. スクールカウンセラーに相談することを勧めた
- f. その他【 】

4. 学校としての情報収集や校内協議のために相談した機関

- a. 警察
- b. 児童相談所
- c. 市町村の要保護児童対策地域協議会
- d. 保健所・保健センター
- e. 病院・医師
- f. 弁護士(会)
- g. 教育委員会
- h. 民生児童委員
- i. 法務局・人権擁護委員
- j. その他【 】

2-6 通告はどの機関に対して行いましたか。(複数回答可)。

- a. 児童相談所
- b. 福祉事務所
- c. 市町村の要保護児童対策地域協議会
- d. (市町村の)その他の機関【機関名】

2-7 通告を決断したのはなぜですか。(複数回答可)

1. 性的虐待だったから
2. 学校内だけでは対応できないと思ったから
3. 子どもの希望があったから
4. 家族・親族の希望があったから
5. 学校長や他の教員の指示または勧めによって
6. スクールカウンセラーなど教員以外の職員等の勧めによって
7. 法で通告が義務づけられているから
8. 学校内で対応している間にさらに虐待が深刻化した(しそうだった)から
9. 通告して連携を求める方が解決が容易と考えたから
10. その他【 】

2-8 通告にあたって、ためらいを感じる点がありましたか。あったとすれば次のどれでしたか。

A: 通告へのためらいが (1. あった 2. なかった)

B: ためらいの理由(複数回答可)

★自分自身の判断に関する要因

1. 性的虐待であるという判断に自信がなかった
2. もっと事実関係を把握してから通告すべきではと思った
3. 通告手続きがわからなかった
4. 通告手続きが煩わしかった
5. 誰が通告したかわかってしまうことを恐れた

★家庭との関係に関する要因

6. 家庭との信頼関係を損ないたくなかった
7. 特に加害者以外の家族の心情を気にした
8. 親から学校が批判されることを恐れた
9. 家庭内の問題には介入できないと思った(プライバシーの侵害になるのではと思った)

(次の頁に選択肢が続いています)

★子ども自身に関する要因

10. 子どもがいやがるのではないかと思った 11. 子どもにさらなる被害が出るのではないかと思った  
12. 「誰にも言わないから」と子どもに約束していた

★その他の要因

13. 校内の協議で「通告すべきでない」とする意見が多かった 14. 学校内の努力で解決できる／解決すべきと思った 15. 通告したら学校の手を離れてしまうと思った 16. 通告して長期間の関わり合いになるのは困ると思った 17. 教員の守秘義務に違反すると思った 18. 児童相談所がうまく機能するとは思えなかった 19. 通告後の経過報告がない等、通告後の連携の取り方に不安があった 20. 通告することが本当に児童生徒の利益(子どもの保護等)になるとは思えなかった) 21. その他【 】

C: 通告をした時点で、事例に対する判断は次のどれでしたか。

1. 性的虐待があるかもしれないとの疑いのレベルだった 2. 確証まではいかないが、性的虐待があるだろうとの心証を得ていた。3. 性的虐待があるにちがいないとの確証を得ていた 3. その他【 】

2-9 通告をするかどうかを決めるにあたって、校内にある虐待に関する啓発資料(福祉局・教委等、公的機関の作成によるものに限る)を読んで参考にしましたか。(複数回答可)

1. 虐待かどうかの判断について参考にした 2. 通告の手続きについて参考にした 3. その他のことがらについて参考にした 4. 読んだが参考にはならなかった 5. 読まなかった 6. 資料は校内にない、もしくは自分はその存在を知らない

2-10 虐待を疑ってから通告するまでどれくらいの時間がかかりましたか。

1. 8時間以内 2. 24時間以内 3. 48時間以内 4. 3日以内 5. 1週間以内 6. 3週間以内 7. 1か月以内  
8. 1か月以上 9. 3ヶ月以上 10. 半年以上

2-11 児童相談所や福祉事務所、市町村(市町村教育委員会を除く。以下同じ。)との連携の内容はどのようなものでしたか

1. 通告と同時に緊急一時保護が行われ、子どもが家庭から分離された 2. 協議の上で在宅状態での経過観察が行われ、その後一時保護に至った 3. 継続的な協議を行いつつ在宅状態での関わりが続いた  
4. その他【 】

2-12 児童相談所や福祉事務所、市町村と学校との連携をどう評価されていますか。

1. うまくいった 2. うまくいった部分もある 3. あまりうまくいかなかった

2-13 上で「うまくいった」「うまくいった部分もある」と回答した方にうかがいます。そう思われる理由は何ですか。(複数回答可)

★子どもに関する成果(複数回答可)

1. 子どもの行動への具体的な対応策が得られた 2. 子どもが保護された  
3. 子どもの行動に具体的な変化が見られた  
→①対教師トラブルの減少 ②対子どもトラブルの減少 ③登校の再開 ④授業参加態度の改善  
⑤校外での非行の減少 ⑥定期的な専門機関への受診 ⑦子どもとの信頼関係の深まり  
⑧その他【 】

★親に関する成果(複数回答可)

4. 家庭への具体的な対応策が得られた  
5. 親の態度に具体的な変化が見られた  
→①虐待行為が消失または減少 ②学校への協力姿勢が増加 ③子どもの保護に同意

④定期的な専門機関への受診 ⑤その他【 】

★その他（複数回答可）

6. 対応に当たっての協力者が得られた
7. 専門的なアドバイスを得られた
8. 職務上の負担が減った
9. 精神的なサポートを得ることができた
10. その他【 】

2-14 「あまりうまくいかなかった」と答えた方にうかがいます。そう思われる理由は何ですか。（複数回答可）

★連携先との関係（複数回答可）

1. 通告しても具体的に動いてくれなかった
2. 児相や福祉事務所、市町村の担当者が異動して関与が中断した
3. こちらの望む対応と児相や福祉事務所、市町村の判断する対応がずれた
4. 「もっと詳しく事実経過を聞いてほしい」と言われた
5. 児相や福祉事務所、市町村の動きを知らされなかった
6. その他【 】

★ 家庭との関係（複数回答可）

7. 親との信頼関係が損なわれた
8. 子どもが登校してこなくなった
9. 親から学校・教員への攻撃が増加した
10. その他【 】

★ 校内の問題（複数回答可）

11. その子への個別対応等ができる体制がなかった
12. 子どもの行動上の問題が大きすぎた
13. 他の教員の理解や協力が得られなかった
14. 管理者の理解や協力が得られなかった
15. 教員間の信頼関係が損なわれた
16. 学校全体の雰囲気が悪くなった
17. その他【 】

★ 成果の問題（複数回答可）

18. 子どもへの具体的な対応策が得られなかった
19. 家庭への具体的な対応策が得られなかった
20. 子どもの行動に具体的な改善が見られなかった
21. 親と態度や家庭の状況に具体的な改善が見られなかった
22. 子どもとの信頼関係が損なわれた
23. その他【 】

★ その他（複数回答可）

24. 親にまったく事態改善の意欲がなかった
25. 連携後に教員としての負担が大きくなってしまった
26. 教員の精神的サポートにつながらなかった
27. その他【 】

2-15 児童相談所や福祉事務所、市町村以外の機関も含め、連携をとった機関はどこですか？（複数回答可）

1. 児童相談所
2. 福祉事務所
3. 市町村の要保護児童対策地域協議会
4. 市町村の福祉部局
5. 市町村の保健部局
6. 保健所
7. 警察
8. 医療機関（診療科名）
9. 教育委員会
10. 民生・児童委員
11. その他【 】

2-16 その事例との関わりで困難を感じたことは何ですか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 子どもの言動が学校生活の規範から外れることが多いこと
2. 子どもの言動の理由が理解できないことが多いこと
3. 周囲の子どもへの説明のあり方
4. 加害者である保護者との関係
5. 加害者以外の家族・親族との関係
6. 周囲の保護者への説明のあり方
7. 子どもへの個別指導の場がなかなか設定できないこと
8. 教員自身のストレスが激しい
9. その他【 】



パターン2. 昨年度に入る前から把握されていて、すでに通告済みであった事例について

2-17 その事例の概略を記入してください

- a. 性別( 1. 男子 2. 女子) 学年( ) 【記載例】 年中組、小1、中2、高3など
- b. 性的虐待と併発していた虐待の種別(複数回答可) (1. 身体的虐待 2. 心理的虐待 3. ネグレクト 4. 子ども以外へのドメスティック・バイオレンス)
- c. 事例の家族構成 (同居していた家族の構成を、事例本人から見た統括で列挙し、性的虐待の加害者であるとされていた家族成員について○で囲んでください)

【記載例】 母方祖母・継父・実母・本人・弟(小5)・妹(年長組)

d. 事例とあなたとの関係(複数回答可)

1. 学級担任 2. 担任ではない学年の教員 3. その子が在籍する学年の主任 4. その子の教科・課外活動等の担当  
5. 生徒指導担当 6. 教務主任 7. 進路指導担当 8. 特別支援学級担任 9. 特別支援教育コーディネーター  
10. 養護教諭 11. 不登校対策担当 12. その他【 】

2-18 その事例が把握され通告された時点でのあなたとの関係は、現在の関係と同じですか

1. 同じ  
2. 違う【具体的に 】

2-19 児童相談所や福祉事務所、市町村と学校との連携をどう評価されていますか。

1. うまくいった 2. うまくいった部分もある 3. あまりうまくいかなかった

2-20 上で「うまくいった」「うまくいった部分もある」と回答した方にうかがいます。そう思われる理由は何ですか。(複数回答可)

★子どもに関する成果(複数回答可)

1. 子どもの行動への具体的な対応策が得られた 2. 子どもが保護された  
3. 子どもの行動に具体的な変化が見られた  
→①対教師トラブルの減少 ②対子どもトラブルの減少 ③登校の再開 ④授業参加態度の改善  
⑤校外での非行の減少 ⑥定期的な専門機関への受診 ⑦子どもとの信頼関係の深まり  
⑧その他【 】

★親に関する成果(複数回答可)

4. 家庭への具体的な対応策が得られた  
5. 親の態度に具体的な変化が見られた  
→①虐待行為が消失または減少 ②学校への協力姿勢が増加 ③子どもの保護に同意  
④定期的な専門機関への受診 ⑤その他【 】

★その他(複数回答可)

6. 対応に当たった協力者が得られた 7. 専門的なアドバイスを得られた  
8. 職務上の負担が減った 9. 精神的なサポートを得ることができた  
10. その他【 】

2-21 「あまりうまくいかなかった」と答えた方にうかがいます。そう思われる理由は何ですか。(複数回答可) ※次頁に選択肢が続いていますのでご注意ください

★連携先との関係(複数回答可)

1. 通告しても具体的に動いてくれなかった 2. 児相や福祉事務所、市町村の担当者が異動して関与が中断した  
3. こちらの望む対応と児相や福祉事務所、市町村の判断する対応がずれた 4. 「もっと詳しく事実経過を訊いてほし

い)と言われた 5. 児相や福祉事務所、市町村の動きを知らされなかった

6. その他【 】

★ 家庭との関係 (複数回答可)

7. 親との信頼関係が損なわれた 8. 子どもが登校してこなくなった 9. 親から学校・教員への攻撃が増加した

10. その他【 】

★ 校内の問題 (複数回答可)

11. その子への個別対応等ができる体制がなかった 12. 子どもの行動上の問題が大きすぎた

13. 他の教員の理解や協力が得られなかった 14. 管理者の理解や協力が得られなかった

15. 教員間の信頼関係が損なわれた 16. 学校全体の雰囲気が悪くなった

17. その他【 】

★ 成果の問題 (複数回答可)

18. 子どもへの具体的な対応策が得られなかった 19. 家庭への具体的な対応策が得られなかった

20. 子どもの行動に具体的な改善が見られなかった 21. 親と態度や家庭の状況に具体的な改善が見られなかった

22. 子どもとの信頼関係が損なわれた 23. その他【 】

★ その他 (複数回答可)

24. 親にまったく事態改善の意欲がなかった 25. 連携後に教員としての負担が大きくなってしまった

26. 教員の精神的サポートにつながらなかった

27. その他【 】

2-22 児童相談所や福祉事務所、市町村以外の機関も含め、連携をとった機関はどこですか? (複数回答可)

1. 児童相談所 2. 福祉事務所 3. 市町村の要保護児童対策地域協議会 4. 市町村の福祉部局 5. 市町村の保健部局

6. 保健所 7. 警察 8. 医療機関 (診療科名 ) 9. 教育委員会 10. 民生・児童委員

11. その他【 】

2-23 その事例との関わりで困難を感じたことは何ですか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 子どもの言動が学校生活の規範から外れることが多いこと 2. 子どもの言動の理由が理解できないことが多いこと

3. 周囲の子どもへの説明のあり方 4. 加害者である保護者との関係 5. 加害者以外の家族・親族との関係

6. 周囲の保護者への説明のあり方 7. 子どもへの個別指導の場がなかなか設定できないこと

8. 前年度からの引き継ぎがうまくいかずに対応の困難さが増したこと

9. 教員の精神的ストレスが激しい

10. その他【 】

### パターン3. 疑いはあるが通告には至っていない事例について

#### 2-24 その事例の概略を記入してください

- a. 性別(1. 男子 2. 女子) 学年( ) 【記載例】 年中組、小1、中2、高3など
- b. 性的虐待と併発していた虐待の種別(複数回答可) (1. 身体的虐待 2. 心理的虐待 3. ネグレクト 4. 子ども以外へのドメスティック・バイオレンス)
- c. 事例の家族構成 (同居していた家族の構成を、事例本人から見た統括で列挙し、性的虐待の加害者であるとされていた家族成員について○で囲んでください)

【記載例】 母方祖母(継父)・実母・本人・弟(小5)・妹(年長組)

#### d. 事例とあなたとの関係

1. 学級担任 2. 担任ではない学年の教員 3. その子が在籍する学年の主任 4. その子の教科・課外活動等の担当  
5. 生徒指導担当 6. 教務主任 7. 進路指導担当 8. 特別支援学級担任 9. 特別支援教育コーディネーター  
10. 養護教諭 11. 不登校対策担当 12. その他【 】

#### 2-25 その事例が性的虐待を疑われてから現在までどのくらいの時間が経っていますか

1. 1ヶ月以内 2. 3ヶ月以内 3. 半年以内 4. 1年以内 5. 1年以上

#### 2-26 その事例について、どのような時に「性的虐待」を疑わしいと思いましたか。

1. 学校内の通常の生活での子どもの観察 2. 学校でけがの治療をしたときに 3. 学校での身体測定の際に  
4. 保護者と話をしたときに 5. 子どもと話をしたときに 6. 家庭訪問の時に  
7. 子どもに性的な非行や逸脱行動が見られたときに  
8. その他【 】

#### 2-27 その事例が通告に至っていない理由は何ですか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 本人が通告を拒む 2. 家族が通告を拒む 3. 虐待があるかもしれないとの疑いレベルに止まっている  
4. 虐待があるだろうとは思いますがその確証が得られていない 4. 学校で対応できる範囲だと考えている  
5. 通告に対する校内の合意形成ができていない 6. 通告に実効性があるように思えない  
7. その他【 】

#### 2-28 その事例との関わりで困難を感じることは何ですか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 子どもの言動が学校生活の規範から外れることが多いこと 2. 子どもの言動の理由が理解できないことが多いこと  
3. 周囲の子どもへの説明のあり方 4. 加害者である保護者との関係 5. 加害者以外の家族・親族との関係  
6. 周囲の保護者への説明のあり方 7. 子どもへの個別指導の場がなかなか設定できないこと  
8. 教員の精神的ストレスが激しい  
9. その他【 】

**3部** ここでは、性的虐待に関するお考えを伺います。今後、学校現場への支援方法や研修プログラムを作成していく上で大変参考になりますので、ぜひ率直にお答えください。

以下に、性的虐待に関するいくつかの記述があります。それぞれについて、2つの選択肢のどちらかをお選び下さい。これは、決して先生方の見識の良否を問うものではありませんし、必ずしも正解がある設問でもありません。あくまでも研修プログラムの開発に役立つものです。どうぞ、率直にお答えいただきますようお願いいたします。

- 3-1 性的虐待の被害者は大半が女兒である。【そう思う 思わない】
- 3-2 性的虐待は子どもがある程度の性的成熟を迎えてから発生する。【そう思う 思わない】
- 3-3 性的虐待が生ずる家庭では夫婦関係がうまくいっていない。【そう思う 思わない】
- 3-4 性的虐待では母親の責任も大きいと思う。【そう思う 思わない】
- 3-5 性的虐待の防止にはインターネットの規制が必要だ。【そう思う 思わない】
- 3-6 「援助交際」と性的虐待は同根の問題だ。【そう思う 思わない】
- 3-7 性的虐待は経済的に苦しい家庭で起こることが多い。【そう思う 思わない】
- 3-8 性的虐待の被害に遭った子どもには「忘れなさい」と励ますべきだ。【そう思う 思わない】
- 3-9 性的虐待の問題をもっと授業内容に採り入れるべきだ。【そう思う 思わない】
- 3-10 性的虐待の対応は福祉や医療分野が中心になるべきだ。【そう思う 思わない】
- 3-11 性教育の充実は性的虐待の防止に有効だ。【そう思う 思わない】
- 3-12 いわゆるドメスティック・バイオレンス防止法の内容を知っている。【知っている 知らない】
- 3-13 性的虐待順応症候群という言葉を知っている。【知っている 知らない】
- 3-14 いわゆるストーカー規制法の内容を知っている。【知っている 知らない】
- 3-15 勤務校所在地の要保護児童対策地域協議会の事務局連絡先を知っている。【知っている 知らない】

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

## 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究

研究分担者	山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所
研究協力者	才村 純	関西学院大学人間福祉学部
	津崎 哲郎	花園大学
	増沢 高	子どもの虹情報研修センター
	加藤 典子	大阪府中央子ども家庭センター
	渡邊 治子	大阪府池田子ども家庭センター
	川中梨津子	大阪府吹田子ども家庭センター
	鈴木 浩之	神奈川県中央児童相談所
	佐々木智子	神奈川県中央児童相談所
	長谷川 愉	神奈川県中央児童相談所
	有村 大士	日本子ども家庭総合研究所
	板倉 孝枝	日本子ども家庭総合研究所
	佐藤 和宏	日本子ども家庭総合研究所

### 研究要旨

本研究は、「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳澤正義)」の分担研究として、わが国の児童相談所における性的虐待対応の実態と課題を調査・分析することによって、児童相談所における性的虐待対応のガイドラインの策定を目指すものである。ガイドラインの策定にあたっては、本研究の分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」及び「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」の調査研究を取り込んで全体の対応体制とする。研究機関としては3年計画の1年目である。

性的虐待は、身体的虐待やネグレクトの事案に比べて、客観的証拠性に乏しく、また当人や周囲の「性」にまつわる個人的・文化的・社会的抵抗感や衝撃の重さ故に、また加害者から被害者への支配や教唆・脅迫による隠ぺい圧力もしばしば強く、発覚が難しく、かつ被害を受けた子どもの成長発達、生涯にわたるダメージの大きさからも深刻な子ども虐

待である。他の虐待と違って加害者の範囲が養育者に限定されず、広範囲に子どもに接点のある人物が加害者になり得るところで性犯罪との連続性があり、このこともしばしば児童福祉の対応を難しくしてきた。

研究にあたっては、全国の児童相談所の対応実態と課題についてのアンケート調査と先駆的な取り組みについて聴き取り調査を実施し、基本的な枠組み策定の資料とした。

全国的な調査からは性的虐待問題への相談機関の関心の高さ、性的虐待対応の専門性の充実に関するニーズの高まり、および法的立証性のある調査手法や確実な子どもの安全確保に関する具体的な手法になお多くの課題があること、欧米式の forensic interview(ing)に基づく専門的な被害事実についての児童福祉の立場からの立証面接の確立が必要であること、現状としては forensic interview(ing)に基づく被害確認面接はまだごく一部の児童相談所において導入されているのみであるが、多くの児童相談所が従来の社会調査における客観性の確保の観点に工夫を加えて、複数の面接者設定や面接の録音を導入して客観性の確保に努めつつある実態も明らかとなった。

先駆的な取り組みの聴き取り調査においては、初期対応調査と判断のシステム化、法的証拠性のある情報聴取の初期からの一貫した情報管理と被害確認面接、医療診察を含む被害確認作業の重要性が浮かび上がってくるとともに、わが国におけるそれら多職種の専門性の協働のための社会資源整備に多くの課題があることも明らかとなってきた。

また、非加害保護者へのサポートと、被害をうけた子どもへの援助への非加害保護者の参加が、子どもの回復に関する良好な予後のカギとなることが従来指摘されてきているが、日本の虐待対応のシステムにおいては、非加害保護者と加害者の生活が虐待問題への介入後も継続される頻度が高いことによる独自の困難性と児童福祉におけるアプローチにおける独自の課題性があることが注目される。

当面は、これらの調査結果の分析をさらに進め、分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」及び「性的虐待の被害確認のための面接のありまたに関する研究」の調査研究を取り込んで児童相談所における性的虐待対応の試行的ガイドラインを策定し、実際の相談現場の協力を得て、その有効性と課題についてのモニター情報を収集することを目指す。最終的にはそのモニターによる情報のフィードバックを得て、現段階における児童相談所の性的虐待対応についての基本的ガイドラインの策定を目指す。

## A. 研究目的

性的虐待への対応において中心的な役割を担う児童相談所における性的虐待の対応実態（医学的診断に関する実態把握を含む）を把握し、これを踏まえて児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン案を作成する。このガイドライン案をいくつかの児童相談所の現場で試行し、その精査を経て最終的なガイドラインを策定する。ガイドラインには、非加害保護者の問題への対応、態度が子どもの予後に大きく影響すると考えられることから、非加害保護者への支援のあり方も含めることとする。また初期の通告とその対応については、分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」の、また性的虐待の被害確認については、分担研究「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」の調査研究を取り込んで全体の対応体制とする。

## B. 研究方法

わが国の現時点での全国の児童相談所の性的虐待相談についての対応実態についてアンケート調査<sup>\*)</sup>を実施し、現状と課題を分析する。

性的虐待相談対応における先駆的な実践例として、大阪府子ども家庭センター、神奈川県児童相談所の性的虐待相談体制について、直接担当する職員からの聴き取り調査を行った。またその基礎的な情報として欧米の対応体制、および性的虐待被害確認のforensic interview(ing)についても資料や経験者から情報収集を行った。この領域については、分担研究「性的虐待対応の被

害確認のための面接のあり方に関する研究」と共同で作業を行った。

初期対応としての子どもの所属機関職員等による最初の子どもの被害の聴き取りと通告、および通告に対する相談機関側の聴き取りと対応については、分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」の調査研究の結果を受けて児童相談所としての対応体制を検討する。

上記作業を通じて、基本的な児童相談所の性的虐待対応の課題整理を行い、性的虐待対応ガイドライン案を作成する。このガイドライン案を相談実務における試行ガイドライン案とし、それに伴って必要となる研修や訓練、フォローアップの体制についても一定の検討を加えたうえで、いくつかの児童相談所において実際の相談実務における付加的な対応メニューとして試行実施する。試行実施からモニター情報を収集し、その分析、精査を経て、最終的なガイドラインを策定する。

<sup>\*)</sup> アンケート調査については、分担研究「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」と共同で実施。

### （倫理面への配慮）

調査においては、個人情報の扱いに留意し、個人が特定されるような情報項目は極力排除するとともに、調査の結果の集計・報告は数値情報とし、また個々の児童相談所名によって情報範囲が限定される可能性から、個々の児童相談所名も集計・報告情報からは除外した。個別情報に関しては、

部分的な情報に限定、かつ一般的な選択項目や数値化した情報として扱うが、情報の性質上、当該個人から承認を得ることは困難であり、それぞれの相談・援助関係に支障をきたす危険性もあるところから、回答は調査対象である個々の機関として許容される範囲内のみの情報提供とし、それをもって情報提供の同意とすること、また調査集計を終えた原資料は厳重に廃棄処分するとして、関係機関にあらかじめ通知している。

これらの要件については、日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会の審査・承認を受けている。

## C. 研究結果

### 1. 欧米の性的虐待事案の初期対応と被害確認について

英米における性的虐待対応については、これまでにいくつかの調査研究をはじめとした情報資料\*1)があり、それらの情報を総合すると概ね以下のような特徴がうかがえる。ただしそのすべてがいつも何処でも共通しているわけではなさそうで、かなりの変動と地域差があるとみておくことが必要である。

#### 【性的虐待の定義と通告に関すること】

子どもの性暴力被害をその対策・対応のニーズの共通性から、広くSexual Abuseと呼び、大人・年長者からの性的搾取による子どもの被害を共通して捉える姿勢にある。性的虐待としては加害者を家族・親族、あるいはそれに類似する同居に近い人物からの性的加害として法的には区分されているが、それは子どもの安全に関する家族・加害者への対応と、子どもの保護に関する規

定としてであり、児童福祉上の対策・対応の領域としては、子どもの性暴力被害全体を対象としている。

性的虐待の通告に関しては、法的対応と子どもの安全保護に配慮した対応のガイドラインが存在する。しかしその普及は不安定であるとみられる。

子どもへの安全教育、性的暴力被害への対応意識の普及に関しては民間・公的機関協働による教育プログラムの普及がみられる。基本的にプログラム実施職員は準公務員待遇であるが、事業経費は一般市民からの寄付（我が国の習慣でみればバッジ配布の募金活動に似ている）等によって運営されているようである。（子どもへの安全教育についてはCAPジャパンの活動がこれに近い活動を展開中である。）

通告には罰則付きの通告義務が伴ってきた歴史的経過があり、特に子どもに関する専門職においては通告義務は強制的な義務規定となっていることが多い。

#### 【通告による保護と調査の初期対応システム 児童福祉と刑事捜査の協働】

通告は児童福祉機関と警察に把握され、共同で対応する制度が普及している。子どもの緊急保護が例えばPCS（Child Protect Service）と呼ばれる24時間体制の緊急保護部門によって行われており、福祉警察的なシステムとして機能していたり、イギリスでは警察官による緊急保護（Police Protectionと呼ばれる）という対応の選択肢があったりする。性的虐待の疑いの通告対応の場合、子どもの緊急保護直後に法的な被害確認調査（forensic interviewingと医学診察を含む）が実施されるか、もしくは



は強姦被害の対応センターによるレイプキットを含む対応があり、その過程において警察の捜査が開始され、虐待行為を疑われる人物は加害容疑者として身柄拘束されるか裁判所による家庭からの排除命令等の手続きが動き始める。その後の対応についてはふたつの法的システムが並行して事案を担当する。すなわち児童福祉領域は少年裁判所が担当し、刑事司法領域は検察と刑事裁判所が担当していく。(この対応の流れについて参考情報として資料から抜き出した図1、図2、図3、の流れ図を参照)

子どもの身柄については、初動の緊急保護拘束には時間制限(アメリカでは概ね48時間、イギリスでは約1週間以内)があり、その間に保護部門が性的虐待被害の証拠を確保した場合、裁判所に申し立てることによって、その後の対応を裁判所が決めていく体制にある。

子どもの被害についての調査にあたっては、多職種専門家チーム(MDT: Multi Disciplinary Team)と呼ばれる多職種の専門家によるチームが児童福祉、刑事司法、医療看護、臨床心理などの多面的な対応の専門性を共有してチーム対応する体制が普及してきている。基本的に被害調査において児童福祉と警察は調査を共有し、医師の診察と法的な被害調査面接(forensic interview(ing))の結果は児童福祉上の裁判所の判断のための証拠であると同時に刑事捜査から刑事裁判までの証拠として扱われる\*\*。

#### 【子どもからの被害調査における専門性と証拠確保】

子どもの被害を検証する調査は、児童福

祉の調査と刑事捜査が同時に活動することになるが、子ども自身への聴き取りと身体診察は共有され、医学診察においては小児科医師が主に担当する特殊な性的暴力被害診断の専門技術が確立されている。また看護領域においてもアメリカではSANE(Sexual Assault Nurse Examiner: 性暴力被害支援専門看護師と訳されている)と呼ばれる性暴力被害診察を担当する看護技術が資格化されており、子どもの診察においてもそうした専門看護師が担当することがある。性暴力被害についての面接に関しては forensic interview(ing)として法的立証性を確保する子どもからの被害聴取法の標準化が進められており(アメリカでは複数の民間資格、イギリスでは政府の標準化による)、そのトレーニングを受けた面接技術者が、アメリカでは対応チーム(MDTチームであることが理想的)の見ての前(ワンウェイ・ミラー越し)で、イギリスでは録音かビデオ録画による面接を実施して、その結果が児童福祉と刑事警察・検察で共有の証拠として扱われる。

ビデオ録画についてはアメリカではかなり一般的な原則となり、法的にも多くの州でその法的妥当性が制度化されていて、被害調査にあたる(裁判所に申し立てる)側だけでなく、しばしば裁判所側がビデオ録画による証拠提出を要請するなど、情報の客観性確保の究極の解決方法として重視されてきた。しかし子どもの保護や加害者の訴追を担当する専門家の経験によれば、ビデオ録画による裁判のための証拠としての有用性については、メリットとデメリットがあることが議論されるようになっていく。すなわちビデオ録画は事実を明確化する究

極の客観性確保というイメージをもって期待された手法であったが、結果的にはまた新たな、さらに多様で複雑な解釈可能性を拡大させる情報源となってきた、ということである。

情報が児童福祉の側からの被害調査であることが多い中で、の資料中<sup>\*)</sup>のKenneth V. Lanningの「子どもの性的被害の犯罪捜査」によれば、刑事捜査主導の捜査面接の観点からは、児童福祉との共同作業としての調査においても警察の指揮権の保持の必要性が主張されており、また経験ある捜査面接官はforensic interview(ing)の複雑な課題性を認識しており、ビデオ録画情報もたらす裁判上の被告側からの多様な反論可能性から、ビデオ録画には否定的な見解もあると指摘している。

#### 【子どもの安全確保と非加害保護者へのアプローチやパーマネンシー・プランニングについて】

初期対応において虐待行為を疑われた人物は警察の拘束によるか、虐待の証拠を認めた裁判所の排除命令によって、子どもの生活環境から早期にいったん排除されることが多く、保護拘束された子どもは裁判所の管理下において安全が確認されれば、非加害親・保護者や家族の下に返されて、その後の対応に入ることがしばしばあるようである。同時に非加害親・保護者には、精神的・経済的なダメージに対するサポートと、子どもへのサポートを担う重要人物としての支援が開始される<sup>\*\*\*)</sup>。

子どもの初期の保護拘束には期限設定があり、その後の子どもの身柄の扱いと援助のプロセスは、各段階を担当する児童福祉

機関のプランの申し立てを受けて、裁判所が決定していくというシステムで運営されている。最も重要な決定はパーマネンシー・プランニングと呼ばれる長期の子どもの養育の場や家族再統合までのプロセスについての決定であり、性的虐待の場合には加害者からの再加害の危険性排除が十分でないと判断される場合には、家族再統合は無しとされ、里親の元での長期養育計画が決定される。これらはいずれも裁判所が裁定する。福祉機関の専門性はそのためのプランニングと裁判所への申し立て、その根拠の呈示、および裁判所の決定に基づくサービスやプログラムの実施にある。

#### 【性的虐待加害者への司法対応と再発防止への試み】

性的虐待者への対応は、まず司法捜査による逮捕・起訴である。刑事司法の対応は子どもへの児童福祉上の法的対応と並列して独立に進められる。一般的な性犯罪と子どもへの性的加害行為について刑事訴訟法は厳罰化の方向で変化してきており、性的虐待は法的立証性が確認されれば、犯罪捜査の対象として扱われる。刑事訴訟では立証が不十分な場合、疑わしきは容疑者の利益にという原則は性的虐待の容疑に関しても同一である。いくつかの面接手法が民間専門資格として開発されてきたアメリカでは、法的被害確認面接者（forensic interviewer）は法廷で被告弁護人からの厳しい反対尋問に対応できる証拠性の確保のために情報交換し、判例を検証し、技術を磨き、工夫を重ねている。イギリスでは内務省が国の基準として法的な手続きにおける子どもからの情報聴取の手法を標準化し

てきており、ビデオ録画による面接手法の標準化も行っている。

子ども自身の法廷での証人としての証言については、しばしば、アメリカでは被害確認面接者の出廷のみで処理されるシステムが存在するかのようによ説明されてきたが、実際には法廷証人として被害児が法廷で証言を求められる事例は存在する（ビデオリンクや別室での面接など法廷での特別な配慮はあるものの被告人弁護人からの反対尋問もある）\*\*\*\*）。イギリスでは刑事裁判では被害児童の法廷での証言は当然予測される対応であり、forensic interview(ing)の実施段階で、当の子どもが証人としての出廷に耐えられるかどうか吟味される。

性暴力加害者への治療的アプローチについては、アメリカの資料\*\*\*\*)によれば、主として司法臨床と児童福祉の分野で年少加害者、少年犯罪加害者、成人加害者に区分され、再犯防止のための治療の試みがなされてきた。年少加害者と少年犯罪加害者については、当人に虐待や何らかの被害によるトラウマ性の体験が認められる場合、一定の認知行動療法的な治療プログラムの効果が認められると報告されている。成人に関しては認知行動療法的治療とホルモン療法などの薬物治療が行われているが、治療の効果は不安定で、成人加害者の複雑さが指摘されている。また法的システムとしては、性犯罪歴のある人物の追跡とその個人情報公開と予防的拘束を許容する法的制度の改訂が進んできており、子どもへの性的犯罪歴のある人物には相当の社会的な締め付けがある。こうした全体的な試みの結果として、性的虐待の発生率はアメリカでは減少に転じていると報告されている。

- \*1) 四方耀子 ほか 「アメリカにおける児童虐待の対応—視察報告書—」 2004年 平成15年度研究報告書 子ども虹情報研修センター
- ・「欧米における性的虐待対応の調査」
- ・John E. Myers 著（小倉敏彦 訳）「法的システムと子どもの保護」小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」16章 2008年 明石書店
- ・Kenneth V. Lanning 著（小倉敏彦 訳）「子どもの性的被害の犯罪捜査」小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」17章 2008年 明石書店
- ・Karen J. Saywitz, Gail S. Goodman, Thomas D. Lyon 著（関根和生 訳）「法廷の内外における子どもへの面接 近年の研究とその実践的意義」小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」18章 2008年 明石書店
- ・John E. Myers, Paul Stern 著（片上平二郎 訳）「専門家の証言」小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」19章 2008年 明石書店
- ・桐野由美子「性的虐待への対応—他職種チームと法的インタビュー」鎌田 穰 監修 京都ノートルダム女子大学 心理臨床センター 編集「心理・福祉のファミリーサポート」2003年 金子書房 138-173

\*\*1) 刑事訴訟法上、公判期日前の伝聞証拠の禁止（刑事訴訟法320条の1）という基本ルールから日本では児童相談所等での子どもの被害の聴き取りを書面にして提出してもそれは刑事裁判での証拠とはならない。上記資料（John E. Myers 著（小倉敏彦 訳）「法的システムと子どもの保

護))によれば、アメリカでも法制度上、刑事訴訟における伝聞証拠の禁止は存在するが、その例外規定(日本では裁判官面前か検察官面前による供述、あるいは供述者の死亡や行方不明などその時点での供述しかとれない特段の理由が認められる場合のみ例外規定が認められている)として医師の診断と被害調査面接が認められる法規定によってforensic interview(ing)による調査情報が刑事裁判で証拠として採用される(アメリカでは捜査官や検察官がしばしばforensic interview(ing)を自ら行ったり面接に立ち会ったりしている実態があり、そうしたことの総合的な法的判断としての例外規定と考えられる)。

\*\*\*\*) 非加害保護者への対応について、オハイオ州コロンバス小児病院小児虐待診療部門科長として長年、性的虐待に対応してきたJohnson博士は2004年の日本での講演(大阪府)において、子どもの予後を決める重要な要素は非加害の保護者と家族が子どもの被害の訴えを信頼し、そのサポートを行なえるかどうかである。保護者はパートナーの裏切り、秘密にしていた子どもへの葛藤にも直面する第二の被害者でもあり、その援助も重要となる。しかし、すべての非加害の保護者が子どもへの適切なサポーターになれるのではない。経済的に裕福な夫の収入に依存した生活を失いたくない母親が、父親からの被害に遭った娘に、「これまでの生活がなくなってしまうのが嫌なら、あなたの事は私が守ってあげるからCPSにお父さんがしたことを話してはダメ。」と説得することは十分にあり得ることである、と話している。

\*\*\*\*\*) アメリカのこの分野での重要な民間専門機関のひとつであるコーナーハウスのJodi L.

Lashley氏の2008年の日本での講演(神奈川県)の際の説明によれば、それはアメリカ国内でもしばしば誤解されて説明されてきたことで、子どもが法廷に証人として呼ばれるかどうかは、裁判官の判断(被告人側の証人申請による)に委ねられており、法廷に子どもが証人として出廷することはあり得ることとして認識しておくことが必要とのことである。

\*\*\*\*\*) Mark Chaffin, Elizabeth Letourneau, Jane F. Silovsky著(小泉かおる訳)「子どもに性的虐待を行う成人、青年、子ども—1つの発達の観点」小木曾宏 監訳「マルトリーメント 子ども虐待対応ガイド」11章 2008年 明石書店 305-346

## 2. 日本における先駆的取り組みの調査

### 1) 大阪府子ども家庭センターにおける取り組みについて

大阪府においては虐待相談は原則的に各所の虐待対応課が担当することになっている。性的虐待相談については一定の組織的な対応体制が検討されており、通告による最初の接触から一時保護の判断、被害確認面接と医師による身体診察、非加害親への初期からのアプローチ、全般的なアセスメントと分離や家庭裁判所への申立てまでの一貫した対応体制の整備が重視されてきた。被害確認については、通告の初期対応での保護の要否判断のための「被害調査面接」(原則的に対応チームの子ども担当の児童福祉司が担当)と、保護以後の詳細な被害事実の確認のための「被害確認面接」(この面接のみの専任担当者を設定。多くは児童福祉司が担当)が区別されて設定される。

対応体制としては、性的虐待通告からの